

用語の解説

■障害者とは

法でいう「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」をいいます。

□身体障害者

「身体障害者障害程度等級表」の1級～6級の障害を有する者及び7級の障害を2つ以上重複して有する者をいいます。確認は、原則として「身体障害者福祉法」に基づく「身体障害者手帳」によって行います。

□知的障害者

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター（知的障害者判定機関）によって知的障害があると判定された者をいいます。確認は、原則として都道府県知事が発行する「療育手帳」（「愛の手帳」という場合もあります。）又は知的障害者判定機関の判定書によって行います。

□精神障害者

① 精神保健福祉法第45条第2項の規定により「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者、② 統合失調症、そううつ病（そう病・うつ病を含む）又はてんかんなどの症状にある者をいいます。確認は、「精神障害者福祉手帳」によるほか、医師の診断書、意見書等により確認を行います。

■その他の障害者とは

厚労省告示第55号（平成21年3月5日告示）障害者雇用対策基本法方針により、身体障害者、知的障害者、精神障害者には該当しないものの、難病、発達障害、高次脳機能障害など、何らかの形態・機能障害があるため長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者については、障害者雇用促進法上の障害者『その他障害者』として職業リハビリテーションの支援の対象としています。

□難病のある者

① 難病とは

難病については、昭和47年10月にまとめられた「難病対策要綱」により、「(1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が大きく、また、精神的にも負担が大きい疾病」と定義されています。

また、いわゆる難病のうち、症例が少ないことから全国規模での研究が必要な疾患を「難治性疾患克服研究事業」といい、平成21年4月1日現在、130疾患。うち45疾患を「特定疾患治療研究事業」として、医療費の公費負担助成の対象となっています。

⇒難病情報センターホームページ参照

<http://www.nanbyou.or.jp/what/nan.taisakugaiyou.htm>

② 難病であることの確認

医師の診断書等を参考として個別に確認することになります。

□発達障害者

① 発達障害者とは

次の障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいいます（発達障害者支援法第2条第1項）。

- ・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害
- ・学習障害
- ・注意欠陥多動性障害
- ・その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

② 発達障害者であることの確認

医師の診断書により行います。

また、職業リハビリテーションの提供に当たっては、過去において、児童相談所その他の療育相談等を行う公的機関を利用したことがあり、発達障害者支援法施行（平成17年4月1日）以前に当該機関ないしは、当該機関の紹介する医療機関において発達障害が認められるとの指摘を受けたことがある旨の申告が本人からあった場合についても、診断書による場合に準じて取り扱うこととしています。

□高次脳機能障害者

① 高次脳機能障害者とは

脳血管障害や外傷性脳損傷（交通事故、労災などの第三者行為によるものを含む）などが原因で脳に損傷を受けることにより、運動機能障害や感覚機能障害以外に注意・知覚・学習・記憶・判断・言語・思考などの精神機能の低下や喪失が生じる場合があります、この後者の障害を有する者とされています。

② 高次脳機能障害者であることの確認

医師の診断書、意見書等を参考として個別に確認することになります。

■各種助成金

□発達障害者雇用開発助成金

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障害者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成します。また、雇入れた発達障害者に対する配慮事項等についての報告を頂くと共に、雇入れから6ヵ月後にハローワーク職員及び地域障害者職業センター職員が職場訪問を行います。

□難治性疾患患者雇用開発助成金

難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成します。また、雇入れた難病者に対する配慮事項等についての報告を頂くと共に、雇入れから6ヵ月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

参考文献：障害者の雇用支援のために ～ 事業主と障害者のための雇用ガイド ～（平成21年度版）
障害者職業総合センター研究部門ホームページから PDF 又は Word ファイルでダウンロードできます。
<http://www.nivr.jeed.or.jp/research/kyouzai/kyouzai.html>

各種助成金：厚生労働省 雇用の安定のために事業主の方への給付金のご案内
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html>